B 4.5 指針　社会保障

1　批准の時にA 4.5 基準2の規定に従って提供する保護には、少なくとも、医療、傷病給付及び業務災害給付の分野を含めるべきである。

2　A 4.5 基準6に規定する場合において、同等の給付は、関連する団体交渉の合意の規定を考慮して、保険、二国間及び多数国間の協定その他の効果的な方法によって行うことができる。そのような措置がとられる場合には、当該措置の対象となる船員は、各種の分野の社会保障による保護がどのような方法によって提供されるかについて助言を与えられるべきである。

3　船員が社会保障に関する二以上の国の法令の適用の対象となる場合には、関係する加盟国は、それぞれの法令に基づく保護のうち当該船員にとって一層有利なものの種類及び水準、当該船員の選好等の要素を考慮して、いずれの法令を適用するかについて相互の合意によって決定するため、協力すべきである。

4　A 4.5 基準9の規定に基づいて定める手続は、その対象を定める方法のいかんを問わず、関係する船員の請求に関連する全ての紛争を対象とするよう定めるべきである。

5　自国を旗国とする船舶において自国民である船員、自国民でない船員又はこれらの双方が業務を行っている加盟国は、この条約が適用される場合には、この条約に基づく社会保障による保護を提供すべきであり、また、A 4.5 基準1に規定する社会保障による保護の分野について、関係する船員にとって追加することが適当な当該分野を特定するため、定期的に検討すべきである。

6　船員の雇用契約には、船舶所有者が各種の分野の社会保障による保護を船員に提供する方法及び船舶所有者が有している他の関連情報（例えば、関連する国内の社会保障制度に基づく特定の、かつ、権限を与えられた機関の要請に従って行われる船舶所有者の拠出及び船員の賃金からの法令に基づく控除）を明示すべきである。

7　自国を旗国とする船舶を有する加盟国は、社会上の事項について有効に管轄権を行使するに当たり、社会保障による保護に関する船舶所有者の責任が果たされていること（社会保障制度のために求められる拠出を行うことを含む。）を確認すべきである。

第五章　遵守及び執行

1　この章の規則は、この条約の各条に規定する原則及び権利並びに第一章から第四章までに定める特定の義務を完全に実施し、及び執行する加盟国の責任について定める。

2　実質的に同等な規定を通じて規範A部を実施することを認める第六条3及び4の規定は、この章の規範A部については、適用しない。

3　加盟国は、第六条2の規定に従い、この章の規則に基づく自国の責任を、対応する規範B部の指針に妥当な考慮を払いつつ、対応する規範A部の基準に定める方法で果たす。

4　この章の規定は、船員及び船舶所有者が、他の全ての者と同様に、法律の前に平等であり、及び法律による平等の保護を受ける権利を有すること並びに裁判所の裁判を受け、審判機関に申立てを行い、又はその他の紛争解決のための制度を利用するに当たって差別の対象とならないことに留意して実施する。この章の規定は、裁判管轄権又は裁判地を決定するものではない。

第5.1規則　旗国の責任

目的　加盟国が自国を旗国とする船舶についてこの条約に基づく自国の責任を果たすことを確保すること。

第5.1.1規則　一般原則

1　加盟国は、自国を旗国とする船舶についてこの条約に基づく自国の義務の履行を確保する責任を負う。

2　加盟国は、自国を旗国とする船舶における船員の労働条件及び生活条件がこの条約の基準を満たすこと及び引き続き満たすことを確保するため、第5.1.3規則及び第5.1.4規則の規定に従い、海上の労働条件に関する検査及び証明のための効果的な制度を構築する。

3　加盟国は、海上の労働条件に関する検査及び証明のための効果的な制度を構築するに当たり、適当な場合には、公の機関又は能力を有し、かつ、独立性を有すると認定される他の団体（他の加盟国が同意する場合には、その加盟国のものを含む。）に対し、検査を行い、若しくは証明書を発給し、又はその双方を行う権限を与えることができる。当該加盟国は、いかなる場合にも、自国を旗国とする船舶における関係する船員の労働条件及び生活条件に関する検査及び証明について引き続き完全な責任を負う。

4　海上労働遵守措置認定書により補完される海上労働証書は、船舶がその旗国である加盟国による検査を正当に受けており、並びに船員の労働条件及び生活条件に関するこの条約上の義務が当該海上労働証書の証明する限りにおいて履行されているものと推定する証拠となる。

5　2に規定する制度（当該制度の実効性を評価するために用いる方法を含む。）に関する情報は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に基づく加盟国の国際労働事務局に対する報告に含める。

A 5.1.1 基準　一般原則

1　加盟国は、自国の検査及び証明の制度の運用に関する明確な目的及び基準並びに当該目的及び基準がどの程度達成されているかについて評価するための適当な手続を定める。

2　加盟国は、自国を旗国とする全ての船舶に対してこの条約の写しを船舶内で利用することができるように備えることを要求する。

B 5.1.1 指針　一般原則

1　権限のある機関は、第5.1.1規則及び第5.1.2規則に規定する他の団体であって、船員の船舶における労働条件及び生活条件に関係するものと公の機関との間における効果的な協力を促進するため、適当な措置をとるべきである。

2　権限のある機関は、検査員と船舶所有者、船員、船舶所有者団体及び船員団体との間の一層緊密な協力を確保し、並びに船員の労働条件及び生活条件を維持し、又は改善するため、これらの目的を達成するための最良の方法について船舶所有者団体及び船員団体の代表者と定期的に協議すべきである。そのような協議の方法については、権限のある機関が、船舶所有者団体及び船員団体と協議した後決定すべきである。

第5.1.2規則　認定された団体の権限

1　第5.1.1規則3に規定する公の機関又は他の団体（以下「認定された団体」という。）は、規範に定める能力及び独立性に関する要件を満たしていると権限のある機関が認定したものとする。認定された団体が行うことを認められる検査又は証明の任務は、権限のある機関又は認定された団体が行うものとして規範に明示的に定める活動の範囲内にあるものとする。

2　第5.1.1規則5に規定する報告には、認定された団体、認定された団体に与えられた権限の範囲及び権限を与えられた活動が完全かつ効果的に行われることを確保するために加盟国がとる措置に関する情報を含める。